**平成２１年（フ）第１８８４２号**
東京都大田区大森北３丁目11―10　佐藤方
債務者　渡辺　　明
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８４７号**
千葉県木更津市真舟４丁目20―20
債務者　木下　美保（旧姓紺野）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８４９号**
東京都福生市大字福生199―101
債務者　金澤かほり
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８５３号**
東京都練馬区春日町３丁目28―４―104
債務者　石村伊都子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８５８号**
東京都多摩市永山３丁目３―13―503
債務者　戸塚　英美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８６０号**
東京都清瀬市野塩１丁目303―３―Ａ105
債務者　三橋　由美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８６１号**
神奈川県横浜市都筑区中川１丁目17―６―501
債務者　樋口　一美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８６４号**
千葉県千葉市花見川区三角町657―20　丸林運輸株式会社
債務者　柏葉　　毅
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８６５号**
東京都新宿区上落合２丁目28―19
債務者　朝倉　秀仁
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８７０号**
東京都葛飾区東新小岩７丁目５―４―103
債務者　伊藤　丈夫
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１８８７１号**
東京都葛飾区新小岩４丁目36―７―101
債務者　滝本　太郎
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第４７９号**
神奈川県相模原市相模台団地４番５―101号
債務者　宮原　貞雄
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第３８号**
静岡県菊川市富田22番地の２
債務者　浦田　高成
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２１年（フ）第４３号**
静岡県御前崎市池新田3671番地の１
債務者　山﨑　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２１年（フ）第４４号**
静岡県掛川市上西郷2529番地の１
債務者　太田乃理子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後３時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２１年（フ）第７７１号**
京都市下京区木屋町通松原下る２丁目下材木町442番地　ルミエール・ド・鴨川506号
債務者　下川　孝治
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係